

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS

eMail: benkinoshita@i.softbank.jp

Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

第 63 版 IATA 危険物規則書 (2022 年) の主な変更点と改訂点

IATA 危険物規則書 (IATA Dangerous Goods Regulations - DGR) 2022 年 第 63 版は、ICAO の Dangerous Goods Panel の 2021-2022 年版 ICAO Technical Instructions (ICAO 技術指針) が 2021 年に発刊されて以来、今日までに発行された ICAO Technical Instruction の Addenda (追補版) をすべて含んでいる。

ここに掲げた変更点は、危険物貨物を取扱う職員の作業の一助となるように、第 63 版で変わった主な事項を喚起する目的で書かれているが、しかし、すべての変更点を網羅したものではない事に留意されたい。変わり目の年ではないので、大きな変更点は少ないが、細かい変更点のすべてについては、第 63 版のページ欄外に所定の追加 (□)、修正 (△)、削除 (⊗) の各マークを付けて注意を喚起してある。

根拠法規は:

- (1) 国連 危険物の輸送に関する専門家小委員会のモデル規則書 (Model Regulations of UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods (SCoETDG) – 第 21 改訂版 – 2021/1/1 発効)
- (2) ICAO 技術指針 (Technical Instructions) – 2021/2022 版 及び ICAO TI 追補版
- (3) IAEA 放射性物質の安全輸送に関する規則書 2018 年版 No. SSR-6 (Rev. 1)
- (4) IATA 危険物規則書 (DGR) 第 63 版 (2022 年)

2.-Limitations (制限)

2.8.1 政府例外規定 (State Variations)

表 2.8.1 および表 2.8.2 には DGR の規定に対し例外規定を適用すると通告し、且つ、定めた国家の他の海外領土においても適用すると補足改訂した。

4.-Identification (識別)

- “tert-Amylperoxy-3,5,5-trimethylhexanoate” を “Forbidden” から “UN3105 Organic peroxide Type D, liquid” に変更する。
- UN3094 Corrosive liquid, water reactive, n.o.s. から SP A2 を削除する。
- “Fuel system components” の項を修正し、UN3363 Dangerous goods in articles を選択肢に加える。

5.- Packing (包装)

PI 965 及び PI 968

- ・ リチウム電池単品の輸送に適用する包装基準 PI965 および PI968 から Section II の規定を完全に除去。今後 Section II は Section IB として輸送する。
関連して、下記の項目の Section II に触れた部分を修正した。
 - ㊦ 1.6.1 適切な指示 (Adequate Instructions)
 - ㊦ SP A334 旅客機での輸送 (Transport on passenger aircraft)
 - ㊦ 7.1.5.5.1 リチウム電池マーク (Lithium Battery Mark)
 - ㊦ Table 9.1.A 受託時の注意 (Acceptance procedure summary)
 - ㊦ Table 9.5.A NOTOC 記載不要の危険物 (DG not required on NOTOC) .
- ・ 荷送人が、リチウム単電池、組電池を PI965 及び PI968 の Section IB として輸送が円滑に出来るように、2022 年 3 月 31 日まで猶予期間を設けた。猶予期間中は、Section II としての輸送を行なって差し支えない。

PI 966 及び PI969

- ・ リチウム電池を使用する器具・装置と同梱して輸送する場合の包装基準 PI 966 と PI969 について Section I の包装手順の選択肢を明確にした。包装手順は二つあり：
 - ㊦ リチウム単電池・組電池は国連規格容器に収納し、使用する器具・装置と共に堅牢な外装容器に収納するか、或いは、
 - ㊦ リチウム単電池・組電池は使用する器具・装置と共に国連規格の外装容器に収納する方法である。
- ・ Section II の包装手順の選択肢は国連規格容器を使用する規定がないので、一つしか無く、廃止された。Section II の容器の品質や規格を変更したのではない。

7.- Marking and Labelling (マークとラベル)

7.1.4.6 - APIO には“異なった”複数の危険物が収納されるので、説明文を明確にした。

- ㊦ When two or more “different” dangerous goods are packed within the same outer packaging, the package must be marked as required for each substance.
- ㊦ もし、二つ以上の“異なった”危険物が同一の外装容器に収納された場合は、個々の危険物の明細が表示されなければならない。

8. Documentation (書類)

8.1.6.5.3

旅客機搭載可能貨物が、ある国の政府例外規定により、貨物専用機搭載と指定されている場合、当該国の管轄権を離れば、旅客機搭載が可能となる。その際、貼付されている CAO ラベルを除去 (remove)する以外に消去 (obliterate)する選択肢を加えた。

➤ In this case the “Cargo Aircraft Only” label must be removed or obliterated before the shipment is loaded onto a passenger aircraft outside State XXXX jurisdiction.

10.8.3.5.2

➤ 放射性物質にも同様の改訂を 10.8.3.5.2 で行なっている。

10.- Radioactive Material (放射性物質)

10.3.2.5.2 – 荷送人が 表 10.3.A に記載のない核種の基準放射能値を 表 10.3.B のデータを使用して求めた場合、その旨、危険物申告書に決定方法を明記しなければならない。

10.8.3.9.2 Step 6 – 10.3.2.5.2 の変更に関連して、荷送人が 表 10.3.A に掲載されていない放射性核種を輸送する場合、危険物申告書にその旨、記載がなければならない

10.8.3.9.4 Step 13 – 荷送人が 表 10.3.A に掲載されていない核種を 表 10.3.B のデータを使用して当該核種の A1 値、もしくは A2 値を決定して輸送する場合、危険物申告書に記載する文言の見本を新しい Step 13 として提示した。文言には核種から放出される放射線の種類も明記すること。

記入箇所は危険物申告書の Authorization 欄

文言例：“Table 10.3.B used. Only beta or gamma emitting nuclides are known to be present.” (表 10.3.B 使用。ベータ線もしくはガンマー線のみ放射する核種と判断される)

Appendices (付録)

Appendix D – 監督官庁のデータ更新

Appendix E – (E 1) UN 規格容器の供給元情報 (E2) 容器の検査機関のデータ更新

Appendix F – (F2) IATA 書籍販売代理店、(F3 ~ F5) IATA 公認訓練校、(F6) IATA 公認訓練センターのデータ更新

Appendix H – 能力ベースの危険物教育プログラム (Competency-based DG training) の更新

Appendix I – 第 64 版(2023 年) の情報 (64th Edition (2023) Preview)

根拠法規:

- UN Model Regulations **22nd** Revised Edition
- ICAO Technical Instructions **2023-2024** Edition
- IATA DGR 64th Edition **2023**
- すべて **1 January 2023** より発効

3.- Classification (分類)

- ・ 腐食性物質および混合物の包装等級の決定基準の改訂
- ・ Test Summary (テスト要約) の要件からリチウム・ボタン電池のみを使用しているサーキット・ボードを含む器具・装置を除く
- ・

4.2 – List of Dangerous Goods (危険物リスト)

- UN3550 Cobalt dihydroxide powder を追加
- UN1169 Extracts, aromatic, liquid を削除
- UN1197 Extracts, flavouring, liquid を Extracts, liquid for flavour or aroma に改める
- UN1891 Ethyl bromide 現在 Div. 6.1 を Class 3 Sub-hazard 6.1 に改める

5.- Packing Instructions (包装基準)

- 2 件の新包装基準の誕生
- Articles containing non-flammable, non-toxic gas, n.o.s. を収納する PI 222. 物質は区分 2.2 のガスのみ、副次危険性なし。旅客機搭載不可のガス類、及び、冷凍液化ガスは含まない。
- Articles containing miscellaneous dangerous goods, n.o.s. を収納する PI 975. 環境汚染物以外は含まない。

7.- Marking and Labelling (マークとラベル)

㊦ リチウム電池取り扱いマークに電話番号の記載は不要になる。猶予期間は 2026 年 12 月 31 日まで。現在のマークはそれまで使用できる。

㊦ 9.3.7 – ラベルの貼り換え。ラベルの貼り換えは下記のラベルのみ許される。

微量危険物マーク (excepted quantity mark)、少量危険物マーク (limited quantity mark)、環境汚染物マーク (environmentally hazardous substance mark)、リチウム電池マーク (lithium battery mark)。

航空機は世界の人々の平和と安寧を願って今日の繁栄を築いて来た。近年はコロナ・ウイルスによる医薬品の緊急輸送に航空貨物は多大な貢献が出来たことを誇りに思っている。しかし一部の人たちが扇動するテロ行為が航空輸送に暗い影を落としている。旅客輸送にも貨物輸送にも危険物ルールは欠かすことの出来ない大切なルールである。いまのこの時期は、特に危険物の安全輸送について強く思いをめぐらせる時である。

また、運ばれる商品についても、技術は日進月歩に進み、日に日に多機能、高品質のものが市場に出て来ている。規則は常に後追いである。航空物流は荷主、フォワーダー、航空会社相互間の信頼の上に成り立っていることを忘れてはいけない。

諸兄弟も航空輸送業界のプロとして是非安全輸送に心掛けて欲しい。

以 上